

令和3年度山形県水産業成長産業化支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図る取組みを促進するため、山形県水産業成長産業化支援事業実施要領（令和3年7月1日付け水振第177号。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体（実施要領第2に定める事業実施主体をいう。以下同じ。）が行う事業について市町村が補助金を交付する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施計画（実施要領第5の5により知事の承認を受けた事業実施計画をいう。以下同じ）の目的達成に必要な経費（土地の取得や造成、人件費を除く。）とする。ただし、事業実施主体が行うソフト事業については別表1に掲げる経費に限るものとする。

- 2 補助金の額は、別表2に掲げる額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 事業実施主体に対して市町村が補助する補助金の額は、別表2に掲げる市町村補助分に県補助分を加えた額とする。

(交付申請)

第3条 規則第5条に規定する補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 市町村長は、前項の補助金の交付の申請に当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の中止若しくは廃止又は新たな事業の実施
 - (3) 事業費の30%を超える増減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び遂行状況について記載し事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
 - 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第7条第1項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。
 - (3) 市町村長が事業実施主体に補助金を交付するときは、規則及びこの要綱に定める条件、その他知事が補助金の交付の決定に際して付した条件と同様の条件を付さなければならない。

（補助事業状況報告）

第5条 規則第12条に基づく補助事業状況報告書は、令和3年11月末日現在の状況を記載した事業実施状況報告書（別記様式第7号）を添付し、同年12月10日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

（補助事業実績報告）

第6条 補助事業の実施期限は令和4年2月28日まで、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和4年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（帳簿、領収書等）の写し及び事業実施状況写真

- 2 市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体について、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その減じた額を上回る部分の額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額等報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（支払い）

- 第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第8条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。
 - 4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（書類の提出）

- 第9条 この補助金に関し、市町村長が知事に提出する書類については、正副各1部を、所轄の総合支庁産業経済部農業振興課、庄内においては庄内総合支庁産業経済部水産振興課に提出するものとする。

附則 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表 1

区 分	内 容
旅費	当該事業の実施に最小限必要な旅費及び講師旅費
報償費	当該事業の実施に最小限必要な講師等に係る謝金
需用費	当該事業の実施に最小限必要な次の経費 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資材の印刷費） 修繕費（資材等の修繕費） 消耗品及び材料購入費（商品開発に要する物品購入費。種苗費を含み、販売する商品に直結する材料に係るものを除く）
役務費	当該事業の実施に最小限必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）
使用料及び賃借料	当該事業の実施に最小限必要な自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物品購入費	当該事業の実施に直接必要な資材類の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
負担金	当該事業の実施に直接必要な講習等の受講費
その他	当該事業の実施に必要と知事が認めるもの

別表 2

	漁業を営む法人 団体又はグループ	個人 一戸一法人（原則として世帯員 のみで構成される法人）を含む	企業（法人）
1 国の補助金の交付を受けない場合			
県 補助分	補助対象経費の 1 / 3 以内 (上限：4,000 千円)	補助対象経費の 1 / 3 以内 (上限：2,000 千円)	補助対象経費の 2 / 10 以内 (上限：1,000 千円)
市町村 補助分	補助対象経費の 1 / 6 以上 (上限：2,000 千円)	補助対象経費の 1 / 6 以上 (上限：1,000 千円)	補助対象経費の 1 / 10 以上 (上限：500 千円)
2 国の補助金の交付を受ける場合（※補助金額は10割を超えないものとする）			
県 補助分	補助対象経費の 2 / 10 以内 (上限：30,000 千円)	補助対象経費の 2 / 10 以内 (上限：4,000 千円)	/
市町村 補助分	補助対象経費の 1 / 10 以上 (上限：4,000 千円)	補助対象経費の 1 / 10 以上 (上限：2,000 千円)	